基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年五月二十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十一日

東京都中央区豊海町四番五号

株式会社日本丸

代表取締役　安部　敏男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年五月下旬から同年六月上旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十一日

大阪府東大阪市西石切町七丁目四番三号

瀧本株式会社

代表取締役　小川　忠泰

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年五月二十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年四月二十一日

埼玉県川口市青木二丁目九番三三号

興新電気株式会社

代表取締役　石渡　一夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黒坂佳美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二十一日

東京都千代田区永田町二丁目一七番八号千代田ハウス三〇一号

ジュネーブ・バイオインフォマティックス・ジンバイオ・エスエー

日本における代表者　黒坂　佳美

限定承認公告

本籍千葉県松戸市上矢切一四五二番地二、最後の住所茨城県常陸太田市下高倉町七一番地の一　被相続人　亡　中郡　総行

右被相続人は平成二十五年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年四月八日水戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十一日

千葉県松戸市串崎南町七三―一八

限定承認者　清水聖名子

公示送達

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十二条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松二幸区第二〇〇号

平成二十六年三月二十日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

記

書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

①住所　千葉県松戸市幸谷九六番地の一二

氏名　飯高　公博

②住所　千葉県松戸市幸谷九六番地の四

氏名　金谷　淳

③住所　千葉県松戸市幸谷一五〇番地一

氏名　濱中　正志

④住所　千葉県松戸市二ツ木六番地の一

氏名　矢野　千秋

⑤住所　不明

氏名　関武左エ門、秋元國太郎、石井榮治郎、石井亀太郎、石井　晋、石井新治郎、石井惣治郎、石井常右衛門、石井常次郎、石井徳治郎、石井巳之助、石井紋五郎、石井　米蔵、石井　利七、大川市右衛門、大川政右衛門、大川常治郎、大塚機太郎、酒井市郎右エ門、酒井染五郎、酒井　紋蔵、酒井　與市、佐野　覺治、関　うた、関　管一郎、髙橋　源松、髙橋増太郎、髙橋　林蔵、田島吉太郎、中山安太郎、浪川　養芸、長谷川幾太郎、長谷川喜代蔵、長谷川金左エ門、花島　伊助、花島　卯八、花島定五郎、花島治郎兵衛、花島新五右エ門、花島甚五郎、花島関五郎、花島惣治郎、花島種治郎、花島長治郎、花島藤兵衛、花島直治郎、花島彦五郎、花島　彦八、花島　久七、花島　正直、花島又五郎、花島　みつ、花島巳之吉、花島巳之五郎、花島　林蔵、花島和助、林　幸七

⑥住所

氏名　花嶋　愛子

⑦住所　千葉県松戸市新松戸三丁目三四九番地

氏名　花島　愛子

⑧住所　千葉県松戸市幸谷一六八番地の一

氏名　花島　達雄

教示

一　この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、位置図、換地図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十六年四月二十一日

千葉県松戸市幸谷字熊ノ脇七八番地

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理組合

理事長　吉野　盛正

公示送達

松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十二条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松二幸区第二〇一号

平成二十六年三月二十日

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、松戸市二ツ木・幸谷土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

記

書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

①住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一

ライオンズヒルズ新松戸一一五号

氏名　下村　康之

②住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一

ライオンズヒルズ新松戸二〇六号

氏名　國方　隆紀

③住所　埼玉県所沢市小手指町一丁目一二番地の八　ハウス小手指一〇五

氏名　林　アヤ

④住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一

ライオンズヒルズ新松戸三〇三号

氏名　葛西　行哉

⑤住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一

ライオンズヒルズ新松戸三〇三号

氏名　葛西　順子

⑥住所　千葉県松戸市二ツ木三番地一

ライオンズヒルズ新松戸四一〇号

氏名　鳥居　正夫

⑦住所　愛知県名古屋市名東区社台三丁目一五三番地の一（三旺マンション第二社台三〇二号）

氏名　鹿子島　隆

⑧住所　千葉県松戸市二ツ木三番地の一

ライオンズヒルズ新松戸五一三号

氏名　川合　照枝